

本庄宿戸谷家の富山藩・七日市藩前田家への大名貸

大橋 毅 頭

はじめに

近年、領主財政や大名貸に関する研究が蓄積されている。従来の鴻池家⁽¹⁾や三井家⁽²⁾の大名貸研究の成果を踏まえ、大名と館入および上方商人の関係⁽³⁾、中小両替商の大名貸⁽⁴⁾、江戸町人の大名貸⁽⁵⁾などの視角から研究が深められている。一方で藩財政の観点からも藩の財政機構、藩内部局間の貸借、特別会計の資産化など領主財政の全体把握など、領主財政窮乏論の再考について議論がなされている⁽⁶⁾。また、大名貸研究と関連して、幕閣譜代藩の資金調達についても研究蓄積がある⁽⁷⁾。

本稿は、戸谷家の富山藩・七日市藩前田家への大名貸を分析するものである。その上で、前田家への資金調達に着目する。戸谷家(中屋)は武蔵国本庄に居を構えた商家である。宝暦一三年(一七六三)に江戸室町に出店を設け、文化二年(一八〇五)には江戸神田橋御門外三河町にも出店(神田橋店・島屋)を設け、両替屋を営んだ。島屋吉兵衛は、文政年間には勘定所で、新吹金引替御用、新吹銀引替御用を拝命した⁽⁸⁾。

富山藩の藩財政については、『富山県史』⁽⁹⁾や坂井誠一⁽¹⁰⁾により、藩の成立当初より財政難で、宗家加賀藩および京・金沢・富山・飛騨の商人から借銀をしていたことが指摘されている。また、富山藩は幕府より公儀御普請御手伝を命じられたことにより、藩財政はさらに悪化し

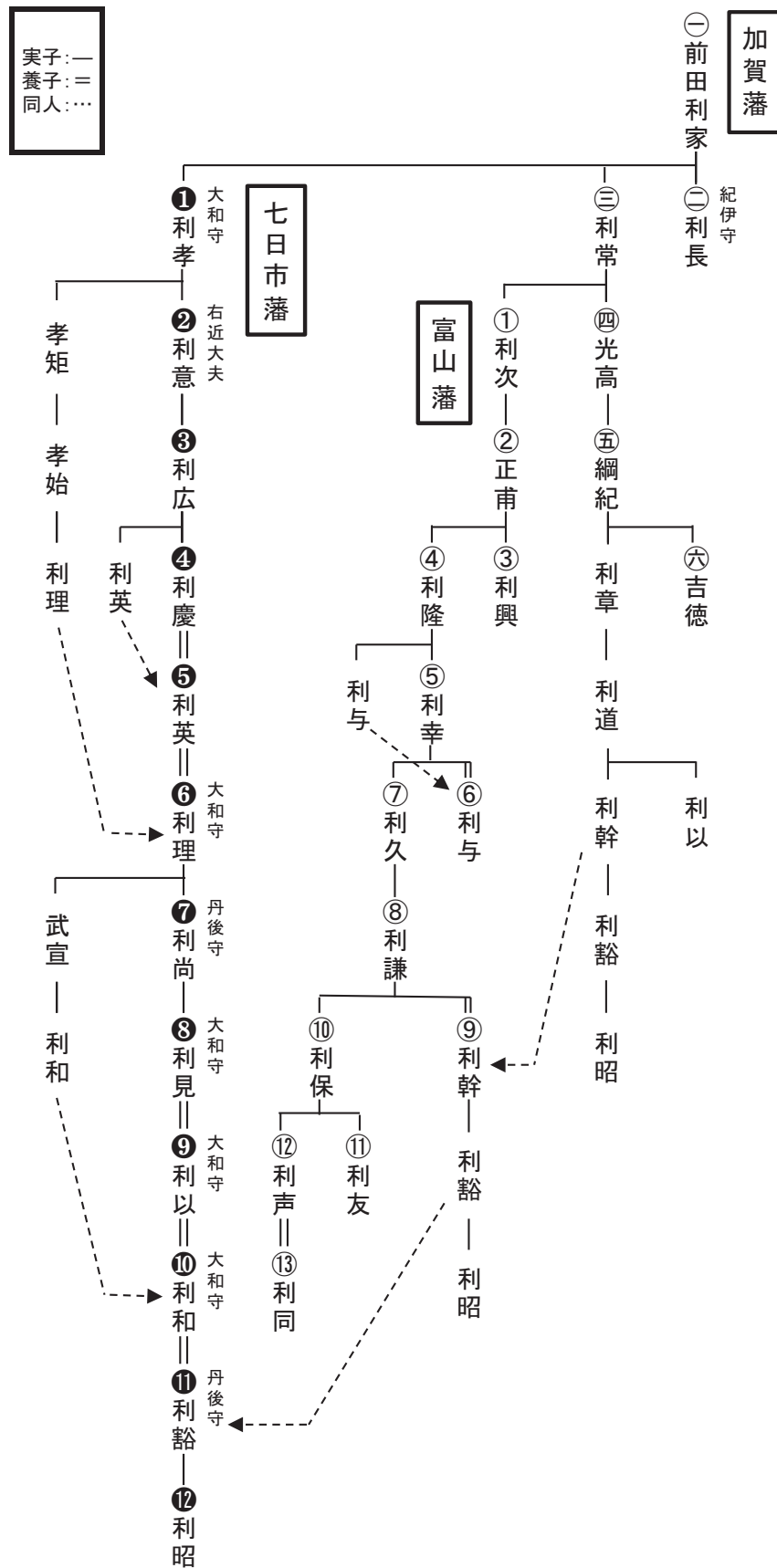
た。藩の財政政策としては、家臣団の俸禄削減や儉約、人別銭の徴収、銀札発行、国産振興などを実施した。

七日市藩の藩財政については、『群馬県史』⁽¹¹⁾や『富岡史』⁽¹²⁾により、年貢米・年貢金で賄われていた。また、元禄年間に四代藩主利慶が下総国古河城(茨城県古河市)の警備をする在番役の時に、江戸商人から借用した六〇〇両が返済不能となったため、加賀藩が返済を肩代わりし、加賀藩に年賦返済計画書を提出している。その他にも、駿河城の勤番、大坂加番、江戸屋敷の火災、天明期の浅間山の噴火など、加賀藩からたびたび資金援助を受けている。また、加賀藩からの援助以外にも、嶋屋(戸谷家)や白石栄三郎、鈴木十兵衛らの商人から借銀を行っていた⁽¹³⁾。

筆者は前稿で戸谷家の柳河藩立花家、小城藩鍋島家への大名貸について分析しており、文化年間に戸谷家からの貸借関係が始まり、証文を書き替えながら貸借関係が継続したことなどを明らかにした⁽¹⁴⁾。

本稿の課題としては、以下の二点を挙げておきたい。①戸谷家の富山藩・七日市藩前田家への貸付を押さえること、②戸谷家と前田家の借用に関する交渉を明らかにすること、である。扱う時期は文化・文政期から天保期を中心とする。

図1 富山藩・七日市藩前田家系図



(注)『新訂寛政重修諸家譜』第17卷(続群書類従完成会、1965年)、『藩史大事典』第3卷、中部編I(雄山閣、1989年)より作成。

一 富山藩前田家の財政状況

(1) 富山藩前田家の概要

富山藩は、越中国(富山県)富山に藩庁を置いた藩である。初代の前田利次は、元和三年(一六一七)に加賀藩主前田利常の二男として生まれた。¹⁵⁾母は將軍徳川秀忠の娘である。利次は、同七年に江戸に出て、寛永八年(一六三二)に元服し、従四位下侍従に任じられ松平淡路守と称した。

加賀藩主前田利常は、幕府に自身の隠退と、富山・大聖寺に分封して藩を創立することを願っていたが、寛永一六年(一六三九)に幕府から許可が出た。そのため、利常は、長子光高に加賀藩を継がせ、二男利次に富山藩、三男利治に大聖寺藩を新たに立藩させた。富山藩の領地は、越中国婦負郡内に六万石、新川郡内に二万石、加賀国能見郡内に二万石を領有し、合計一〇万石であった。富山藩は、はじめは領地が分散していたが、万治二年(一六五九)には、加賀藩に願っていた領替えが許され、婦負郡一円百八十村・六万二八五一石と、新川郡のうち富山町近郷の七十三か村・三万七一四九石にまとめられ、一〇万石の領地が確定した。利次は入国後、本藩に倣う法令整備を進め、また農政も加賀藩改作法に準じ、明暦元年(一六五五)に領内一斉に村御印を交付した。¹⁶⁾

本稿で主に取り扱うのは、九代以降の前田利幹・利保・利友・利声・利同である(図1参照)。安永二年(一七七三)には藩校広徳館を開いた。¹⁷⁾

表1 富山藩前田家当主一覧

| 当主 | 生没年 | | | | 藩主就任・退任日 | | | | 備考 |
|-------------------|------|--------|----|----|----------|--------|----|----|-------------|
| | 元和3 | (1617) | 4 | 29 | 寛永16 | (1639) | 6 | 20 | |
| 1 前田利次 (としつぐ) | 延宝2 | (1674) | 7 | 7 | 延宝2 | (1674) | 7 | 7 | 加賀藩主前田利常二男 |
| 2 前田正甫 (まさとし) | 慶安2 | (1649) | 8 | 2 | 延宝2 | (1674) | 9 | 4 | |
| | 宝永3 | (1706) | 4 | 19 | 宝永3 | (1706) | 4 | 19 | |
| 3 前田利興 (としおき) | 延宝6 | (1678) | 5 | 27 | 宝永3 | (1706) | 6 | 6 | |
| | 享保18 | (1733) | 5 | 19 | 享保9 | (1724) | 7 | 18 | |
| 4 前田利隆 (としかか) | 元禄3 | (1690) | 11 | 11 | 享保9 | (1724) | 7 | 18 | |
| | 延享1 | (1744) | 12 | 20 | 延享1 | (1744) | 12 | 20 | |
| 5 前田利幸 (としゆき) | 享保14 | (1729) | 12 | 11 | 延享2 | (1745) | 2 | 13 | |
| | 宝暦12 | (1762) | 9 | 4 | 宝暦12 | (1762) | 9 | 4 | |
| 6 前田利与 (なおかず) | 元文2 | (1737) | 10 | 19 | 宝暦12 | (1762) | 11 | 11 | |
| | 寛政6 | (1794) | 8 | 22 | 安永6 | (1777) | 11 | 8 | |
| 7 前田利久 (としひさ) | 宝暦11 | (1761) | 3 | 16 | 安永6 | (1777) | 11 | 8 | |
| | 天明7 | (1787) | 8 | 7 | 天明7 | (1787) | 8 | 7 | |
| 8 前田利謙 (としのり) | 明和4 | (1767) | 12 | 22 | 天明7 | (1787) | 9 | 29 | |
| | 享和1 | (1801) | 8 | 26 | 享和1 | (1801) | 8 | 26 | |
| 9 前田利幹 (としつよ) | 明和8 | (1771) | 11 | 28 | 享和1 | (1801) | 10 | 12 | 大聖寺藩主前田利道八男 |
| | 天保7 | (1836) | 7 | 20 | 天保6 | (1835) | 10 | 19 | |
| 10 前田利保 (としやす) | 寛政12 | (1800) | 2 | 28 | 天保6 | (1835) | 10 | 19 | |
| | 安政6 | (1859) | 8 | 18 | 弘化3 | (1846) | 10 | 20 | |
| 11 前田利友 (としとも) | 天保5 | (1834) | 2 | 1 | 弘化3 | (1846) | 10 | 20 | |
| | 嘉永6 | (1853) | 12 | 20 | 嘉永6 | (1853) | 12 | 20 | |
| 12 前田利声 (としかた) | 天保6 | (1835) | 2 | 17 | 安政1 | (1854) | 2 | 12 | |
| | 明治37 | (1904) | 2 | 16 | 安政6 | (1859) | 11 | 22 | |
| 13 前田利同 (としあつ) | 安政3 | (1856) | 6 | 27 | 安政6 | (1859) | 11 | 22 | 加賀藩主前田利泰九男 |
| | 大正10 | (1921) | 12 | 23 | 明治4 | (1871) | 7 | 14 | |

(注)『新訂寛政重修諸家譜』第17巻(続群書類従完成会、1965年)、『藩史大事典』第3巻中部編I(雄山閣、1989年)より作成。

(2) 富山藩の財政状況

富山藩の財政は、火災・水害・家臣団の過多などが関係し、藩政初期から財政難がはじまっていた。延宝三年(一六七五)には、京都・加賀・富山藩領内での借財は四八〇〇貫目に達しており、同年より家中からの借知がはじまった。元禄一四年(一七〇一)には、銀札を発行し、農村に上納米、町方に御用金を課した。

また、幕府より命じられた公儀御普請御手伝も藩財政にとって大きな負担であった。宝暦一三年(一七六三)に命じられた日光山霊屋・奥院の修復手伝は、これに要する負担は金一一万両にのぼる見込みであった。このため、宗家加賀藩に五万両の借用を申し込むとともに、家臣団の俸禄は全借知、蔵米売却を依頼している大坂へ借用を申し込んだが、資金調達の見込みは立たなかった。明和三年(一七六六)に人別銭、町方に上納銀、郡方に上納米を課した。

安永四年(一七七五)には、幕府老中より甲州川々御普請手伝を命じられた。寛政八年(一七九六)には、江戸城西九大御奥向修復普請手伝を命じられ、享和三年(一八〇三)および文政六年(一八二三)には、関東筋川々御普請手伝を命じられた。¹⁸⁾

藩は、流通する貨幣量を補充する目的で町人などに請け負わせる預かり手形の発行を始めた。この手形の信用は低く、銀札とともに正貨への引替えが殺到すれば恐慌になりかねなかった。しかし、藩は文政二年に町方に対して銀札二〇万貫を申し付けた。¹⁹⁾

文政年間には、戸谷家と富山藩前田家の貸借関係が確認できる。戸谷家は、前田家に文政八年(一八二五)に金六〇〇両を貸し出した。

同一一年には、前田利幹の息女鋭子と佐竹右京大夫義厚との婚礼のた

めに金五八〇〇両余、同九年から天保一〇年まで勝手向として金九八〇〇両と普請向として金四万五〇〇両を貸し出している。²⁰⁾

史料1は、富山藩主の松平出雲守利保が戸谷半兵衛に宛てた直書である。

「史料1」²¹⁾

我等勝手向江、先年過分之用立金等有之候處、今度格別被存入厚勘弁之預取扱候段、永々満足之至候、猶委曲者近藤大炊可申出此之

九月廿七日 松出雲

利保(花押)

戸谷半兵衛殿

包紙には「文政六未年九月」とあり、文政六年(一八二三)作成と推定される。前田利保が戸谷半兵衛に対して、以前から藩の財政に過分の用立金をしてもらっているところ、この度格別の心配をもらい満足していると謝意を述べている。「戸谷家文書」より、文政八年に金六〇〇両を貸し出していることは確認できるが、それ以前の貸し出しについては確認できない。しかし、戸谷家は文政八年以前から富山藩へ資金調達をしていて、藩の財政に関与していることが推測される。

二 天保期の資金調達と前田家の返済状況

(1) 天保期の財政状況

富山藩では天保元年（一八三〇）から同三年まで連続した不作となり、同四年には全国的な大凶作、同二年には富山城下の大火があり被害にあった。藩は幕府に願って金五〇〇〇両を借用するなど、藩財政は困窮していた。²³⁾

天保八年には、城内の一角に産物方役所を設置し、陶器、漆器、織物、和紙、丸薬の生産に力を注ぎ、甘蔗や漆、茶、薬草などの商品作物の栽培を奨励した。

財政面では、天保九年に財政改革の成果が上らなかったため、家老の近藤丹後らを処罰し、飢饉があつたにも関わらず郡方に対して二千石の上納を五年間命じた。翌十年には、火災で焼失した江戸城西の丸の普請手伝金二万五〇〇〇両を幕府から課され、町方と郡方へ米・金の上納を命じた。そのため、天保一二年に予定されていた利保の参勤は免除された。同一四年以降は制度改革を行い、町人や百姓から武士になった者を元の身分にもどした。さらに、家中には最低三か年の半知借上を命じ、町方からも軒別上納金を課した。前年一三年の奢侈品の禁止に続き、家宅の建築や装飾についても制限を設け、同一五年には花火を禁止した。²⁴⁾

〔史料2〕²⁵⁾

借用申金子之事

一金三拾兩也²⁶⁾

右者、無據就要用借用申処実正也、然上返済之儀者、来卯三月廿日限、

金式拾五兩二付壹歩之加利足、元利無相違可致返済候、為後證仍如件

天保十三寅年十一月 松平出雲守内

荒山浅之助²⁷⁾

戸谷半次郎殿

史料2は、天保一三年に前田家家臣の荒山浅之助が戸谷半次郎より金三〇両を借用したものである。返済は翌年三月二〇日までに、金二五兩に一分の利息を加えて元利とも必ず返済するものとしている。また、同年一二月には、前田家家臣の山田内蔵助が金五〇両を借用している。²⁸⁾このように、家臣を通じた数十両単位の借用が確認できる。

〔史料3〕²⁹⁾

覚

一金百五拾兩也³⁰⁾

右者、当丑年御会积米代金御操替御渡被下、慥奉請取候、追而御直段御治定之節差引勘定相立可申上候、以上

天保十二丑年十二月廿八日

富山様

嶋屋

御会所

半兵衛³¹⁾

史料3は、天保一二年に嶋屋が富山藩御会所から金一五〇両を受け取った内容である。御会积米は、一般的には救済目的の割り戻し米、または放米のことを指す。富山藩が御会积米を渡して、米相場で米価が定まったら、返済分として勘定をすることとしている。印が抹消

されていることから、勘定が済んだことが確認できる。

戸谷家以外の商人では、加賀藩の豪商木谷藤右衛門が富山藩に貸し付けをしていた。しかし、木谷家は、文化末頃に富山藩への貸し付けが滞り経営が苦しかったようである。富山藩より、文化一四年に五二〇貫目余の滞納銀の代わりに毎年会積米一〇〇俵と二〇人扶持を支給すること申し渡され、貸し付けの返済が行われなかった。²⁸⁾

〔史料4〕²⁹⁾

覚

一金百四拾兩貳朱、三匁九分八厘

右者御会積米代金、去卯年分慥奉請取候、以上

天保十五辰年三月四日

富山様

嶋屋

御会所

半兵衛^(抹消)印

史料4は、天保一五年に島屋が富山会所より会積米代金として金一四〇兩二分と銀三匁九分八厘を受け取った旨の証文である。史料は島屋から富山藩会所に出しているものであるが、返済分の勘定が済んだため、島屋半兵衛の^印部分を抹消して、島屋へ証文を返却したことが分かる。

(2) 紀州熊野三山御用金

熊野三山貸附金は、享保二十一年(一七三六)に將軍徳川吉宗が熊野三山の修理費として二千兩を寄付したことに始まる。三山造営に名

を借りた藩営の金融業の元手となった。幕府の許可を得て大名や社寺に大規模な貸し付けを行った。文政一一年には江戸藩邸に三山貸付所が設立された。³⁰⁾

〔史料5〕³¹⁾

入置申一札之事

檀那勝手向就要用、此度紀州熊野三山御用途金貳千兩致借用候積二及約定候處、当屋敷江立入町人引請無之候而者、御貸附不相成候旨二而俄指支、依之不得止事、貴殿江引請印之儀、及御頼談候之處、速二御承知仕事忝存候、然ル上者右之金子期月無相違屋敷方より及

返済、貴殿江少茂御難題相遣申間敷候、為後証入置申一札、仍而如件

天保十亥年九月 松平出雲守内

岸九郎左衛門^印

富田助作^印

嶋屋半兵衛殿

前書之通相違無御座候以上

藤懸茂理輔^印

永井宗左衛門^印

史料5は、天保一〇年に前田家家臣の岸九郎左衛門と富田助作の二名が嶋屋へ宛てたものである。藩財政が入用になったため、紀州熊野三山の御用途金二〇〇〇兩を借用するつもりで約束をしていたところ、富山藩屋敷に出入りをする町人が引き受けなかったため、貸し付けをしてもらえなくなり差し支えてしまった。このことについて仕方がな

いと思っていたところ、島屋へ引き受けについて相談して承知してもらった。金二〇〇〇両は、期限の月に間違いなく富山藩屋敷から返済をして、島屋へ迷惑をかけないようにするとしている。

〔史料6〕³²⁾

(包紙)「一札」

指上申一札之事

松平出雲守様／御公務并其外御入用ニ付、熊野三山御寄附金千八百両、一ヶ月式拾五両ニ付壹歩宛之利足、當六月廿日御本紙證文之通、御拝借被成候、万一相滞候ハ、私引請御日限無相違上納仕候、為後日依而如件

天保十四卯年正月

室町壹丁目

島屋半兵衛(抹消)印

紀州様

御貸附方

御役所

史料6は、天保一四年に島屋から紀州徳川家の御貸付方御役所へ出した証文である。前田出雲守利保は公務およびその他において入用となったため、熊野三山寄付金より一八〇〇両を一か月に二五両に一分の利息で借用した。戸谷家に証文が残っているため、返済されたものと思われる。

(3) 積金講

前田家は、戸谷家に預けている金を積み立て、講積金として借用していた。

〔史料7〕³³⁾

(包紙)「證文 壹通 積金講」

覚

一五七七拾五両式朱

壹匁七分七厘

右者、其店江御預り有之候講積金元利メ高、前書之通当役所江借用申所実正也、然上者一ヶ月金式拾五両付壹歩宛之勘定を以、毎會利分指立、元金之儀者、辰三月満會之節残り八會分与取揃及返済、惣連中江之割戻金聊指支無之様可致候、為其仍而如件

天保十三寅年十二月 松平出雲守内

松岡次郎兵衛印

荒山弥之助印

富田助作印

戸谷半兵衛殿

御店支配人中

史料7は、天保一三年に前田家家臣の松岡・荒山・富田の三名が戸谷半兵衛店の支配人に宛てた証文である。金五七五両二朱と銀一匁七分七厘については、戸谷半兵衛店へ預けている講積金の元利合計は、富山藩役所で借用している。一か月に金二五両に一分の勘定をして毎

表2 富山藩前田家の戸谷家への返済額

| 干支 | 日付 | 金額 | 内容 |
|----|--------|--------|-----------------|
| 丑 | 7月27日 | 700両 | 金1,000両のうち |
| 丑 | 7月29日 | 300両 | 金1,000両のうち |
| 丑 | 7月29日 | 30両 | 元金1,000両、3か月分利足 |
| 丑 | 12月22日 | 1,200両 | |
| 丑 | 12月24日 | 12両 | 元金1,200両の利足 |
| 亥 | 8月20日 | 300両 | 金500両のうち |
| 亥 | 10月19日 | 1,000両 | |
| 合計 | | 3,542両 | |

(注)「[利金等金子請取覚綴]」(戸谷家文書1767)、「覚(金300両請取ニ付)」(戸谷家文書1771)などより作成。

元金返済については、天保八年に三〇〇〇両の返済をし、同一二年に一五〇〇両、同一三年に三〇〇両となっている。その後、嘉永元年に三〇〇両、同二年に二〇〇両、同三年に二〇〇両を返済している。証文書き替え直後は、一〇〇〇両単位で返済をしていたが、徐々に元金返済額が減ってきていることが分かる。また、利息については、天保八〜一〇年に五四〇両ずつ返済している。同一二年は、一年に二回返済をしており、一〇

回利息とし、元金は三月の満会時に残り八回分を取り揃えて返済をする。講の構成員には割戻金を差し支えないようにすることとしている。表2は、富山藩前田家の戸谷家への返済額である。干支のみで年代は不明である。数百両から一〇〇〇両程度の元金と数十両の利息を返済していることが分かる。

表3は、戸谷家の富山藩前田家への貸出高・返済請取高を示したものである。貸出高は、元金が三万八〇〇〇両となっている。その内、一万八〇〇〇両は天保八年に上ヶ切(借金の棒引き)とし、残りの二万両は新規証文に書き替えをしている。

表3 戸谷家の富山藩前田家への貸出高・請取高

| | 内容 | 金額 | 内訳 |
|-----|----------------|---------------------|-------------------------|
| I | 貸出高(元金) | 38,000両 | |
| II | 小計 | △18,000両 20,000両 | 天保8年中上ヶ金 天保8年新規証文に書替 |
| III | 元金返済高 | △3,000両 | 天保8年請取 |
| | | △1,500両 | 天保12年請取 |
| | | △3,000両 | 天保13年請取 |
| | | △300両 | 嘉永元年請取 |
| | | △200両 | 嘉永2年請取 |
| | 小計 | △200両 | 嘉永3年請取 |
| | 残高 | △8,200両 | |
| IV | 利足返済高 | △540両 | 天保8年利足請取 |
| | | △540両 | 天保9年利足請取 |
| | | △540両 | 天保10年利足請取 |
| | | △1,065両 | 天保12年利足請取(540両+525両) |
| | 小計 | △2,685両 | |
| V | 代官御預ヶ御用金から振替貸出 | 1,300両 | 伊奈友之助様御預り御用金之分 |
| | | 1,400両 | 山本大膳様右同断 |
| | | 1,000両 | 吉川栄左衛門様右同断 |
| | | 3,300両 | 松平越中守様御預所右同断 |
| | | 1,900両 | 寺西藏太様右同断 |
| | | 1,500両 | 大草太郎左衛門様右同断 |
| | | 2,000両 | 松平丹波守様御預所右同断 |
| | | 800両 | 田口五郎右衛門様御預所右同断 |
| | 合計 | 13,200両 | |

(注)「松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣」(戸谷家文書132)、「三屋敷江御用立金取調書上下書」(戸谷家文書574)などより作成。

六五両返済している。これは、二年分の利息であると思われる。嘉永年間には利息の支払いは滞っている。元金と利息返済は、年々返済することや返済額も守られていないことが分かる。その他には、伊奈友之助をはじめとした代官を通して御用金を受け取っており、その額は金一万三二〇〇両であった。

〔史料8〕³⁴⁾

覚

一金四万五百両也

右者／富山様御普請二付、去ル酉十二月々當亥七月十四日迄出金二有之候内取引ノ月壺割利足書扣、店勘定帳合可被致候以上

亥七月廿三日

弥右衛門印

和平殿

政藏殿

史料8は、富山藩が普請をするため、戸谷家が酉十二月より亥七月まで金四万五〇〇両を出金した。月一割の利息書の控えがあり、勘定することとしている。

三 七日市藩前田家の財政状況

(1) 七日市藩前田家の概要

七日市藩は上野国七日市（群馬県富岡市）に陣屋を置いた藩である。初代の前田利孝は、加賀藩主前田利家の五男として生まれた。³⁵⁾その後、利孝は、前田家の証人として母芳春院とともに江戸詰め暮らしを強

いられたが、大坂冬の陣・夏の陣で戦功を挙げ、元和二年（一六一六）に上野国甘楽郡内に一万石の領地を拝領した。城郭の建設や保有が公的に認められていない無城格であり、陣屋を七日市に置いた。³⁶⁾

七日市藩陣屋は藩邸を中心として南北三〇〇m、東西四〇〇mほどの敷地で、現在、陣屋の跡地は群馬県立富岡高等学校敷地となり、江戸期の遺構として藩邸の正殿の正面玄関から書院にあたる建物一棟および中門一棟が現存している。³⁷⁾

藩主は、利孝以降、利意・利広・利慶・利英・利理・利尚・利見・利以・利和・利豁と一代続いて明治維新を迎え、明治二年（一八六九）に利昭が家督を継いで廃藩置県を迎えた。³⁸⁾

七日市藩の財政政策としては、諸経費の削減および家臣団の上米による人件費の削減で支出の縮小を図っていた。また、宗家加賀藩からの援助にも頼っていた。

文化一三年には、名主・年寄等を生育講に加入させ、金六四三両を集めて出産・養育・貧窮者の措置、非常時の措置等について規定し、民生の安定を図ろうとして、年貢の減収を防ぎ、財政の立て直しを図ろうとした。³⁹⁾

表4 七日市藩前田家当主一覧

| 当主 | 藩主就任・退任日 | | | | 生没年 | | | | 備考 |
|--------------------|----------|---|--------|-------|------|---|--------|-------|-------------|
| | 年 | 月 | 日 | 月 | 年 | 月 | 日 | 月 | |
| 1 前田利孝 (としたか) | 文禄3 | | (1594) | | 元和2 | | (1616) | 12 26 | |
| | 寛永14 | | (1637) | 6 4 | 寛永14 | | (1637) | 6 4 | |
| 2 前田利意 (まさもと) | 寛永2 | | (1625) | 6 17 | 寛永14 | | (1637) | 9 8 | |
| | 貞享2 | | (1685) | 4 28 | 貞享2 | | (1685) | 4 28 | |
| 3 前田利広 (としひろ) | 正保2 | | (1646) | 9 19 | 貞享2 | | (1685) | 7 25 | |
| | 元禄6 | | (1693) | 7 9 | 元禄6 | | (1693) | 7 9 | |
| 4 前田利慶 (としよし) | 寛文10 | | (1670) | | 元禄6 | | (1693) | 9 13 | |
| | 元禄8 | | (1695) | 9 7 | 元禄8 | | (1695) | 9 7 | |
| 5 前田利英 (としふさ) | 元禄2 | | (1689) | 3 17 | 元禄8 | | (1695) | 11 2 | |
| | 宝永5 | | (1708) | 2 15 | 宝永5 | | (1708) | 2 15 | |
| 6 前田利理 (なおただ) | 元禄13 | | (1700) | 1 18 | 宝永5 | | (1708) | 4 7 | |
| | 宝暦6 | | (1756) | 11 3 | 宝暦6 | | (1756) | 11 3 | |
| 7 前田利尚 (としひさ) | 元文2 | | (1737) | 9 27 | 宝暦6 | | (1756) | ⑪ 29 | |
| | 寛政4 | | (1792) | 6 24 | 天明2 | | (1782) | 5 9 | |
| 8 前田利見 (としあきら) | 明和1 | | (1764) | 9 14 | 天明2 | | (1782) | 5 9 | |
| | 天明6 | | (1786) | 9 10 | 天明6 | | (1786) | 9 10 | |
| 9 前田利以 (としもち) | 明和5 | | (1768) | 2 26 | 天明6 | | (1786) | ⑩ 17 | 大聖寺藩主前田利道六男 |
| | 文政11 | | (1828) | 5 4 | 文化5 | | (1808) | 11 8 | |
| 10 前田利和 (としよし) | 寛政3 | | (1791) | 1 16 | 文化5 | | (1808) | 11 8 | |
| | 天保10 | | (1839) | 11 22 | 天保10 | | (1839) | 11 22 | |
| 11 前田利豁 (としあきら) | 文政8 | | (1825) | 1 9 | 天保11 | | (1840) | 2 2 | |
| | 明治10 | | (1877) | 8 16 | 明治2 | | (1869) | 8 2 | |
| 12 前田利昭 (としあき) | 嘉永3 | | (1850) | 9 18 | 明治2 | | (1869) | 8 2 | |
| | 明治29 | | (1896) | 1 3 | 明治4 | | (1871) | 7 15 | |

(注)『新訂寛政重修諸家譜』第17巻(続群書類従完成会、1965年)、『藩史大事典』第2巻関東編(雄山閣、1989年)より作成。丸囲みの月は閏月を示す。

(2) 文政期における資金調達

戸谷家の七日市藩前田家への資金調達は、文政年間から確認することができるとがである。

〔史料9〕⁴⁰⁾

借入金返済規定之事

一金百両也

通用金也

右之金子、先年領主用借用申所実正也、然ル處、當寅年分拾箇年二返済申度致御示談候處、御承知被下致安心候、然ル上者無利足二而、金拾兩宛年々無相違返済可申候、縦如何様之儀有之候共違変申間敷候、依而規定書如件

前田大和守内

文政元年寅十一月

齋藤李之進^印

新井多久平^印

古館柱造^印

本庄宿

森田市郎左衛門殿

前書之通相違無之候仍致奥印候

保坂茂左衛門^印

史料9は、文政元年に前田大和守家臣の齋藤・新井・古館の三名が本庄宿の森田市郎左衛門に宛てた証文である。金一〇〇両を借用したもので、寅年から一〇ケ年で返済したいと示談をしたところ、承知してもらい安心している。そのため、無利息で金一〇両ずつ間違いない

返済することとしている。

嶋屋寛兵衛殿

〔史料10⁴¹⁾〕

借入金証文之事

一金貳百両也

右者／清水御勘定所御用金其許預之内、檀那勝手向就要用書面之金高致借用候處実正也、返済之儀者来ル十一月中在所々送金有之候ニ付、右以来金壹ヶ月金百両ニ付壹両壹歩ツ、之利相添急度可致返済候、万一川支等有之段在所運送金及延引候共、右者御大切之御用金之儀ニ付、何様ニ茂金子致調達、貴殿御上納御差支ニ不相成様、聊無相違返辨可致候、為後証借用証文仍而如件

前田大和守内

勘定役

文政七申年八月

稲田掌之進^印

芝塚嶋右衛門^印

元メ

斎藤寛助^印

樋口十郎兵衛^印

用人

早川伊兵衛^印

胡川与市^印

家老

海野三左衛門^印

嶋屋吉兵衛殿

本庄宿戸谷家の富山藩・七日市藩前田家への大名貸（大橋）

史料10は、文政七年（一八二四）に、前田大和守利和の家臣が島屋に宛てた金子借用証文である。金二〇〇両は、清水御勘定所御用金で預かっている分の内、藩主の財政上の必要につき借用するものである。返済は来る十一月中に国元（七日市）より送金し、右以来一ヶ月金一〇〇両につき一兩一分ずつの利足（利率一・二五％）を添えて必ず返済する。万一、川の水量が増して通行できなくなることなどがあり、国元からの運送金が延引したとしても、借用した二〇〇両は大切な御用金のため、どのようにしても金子を調達し、島屋への御上納に差支えないよう、間違いなく返済することとしている。

〔史料11⁴²⁾〕

入置申添証文之事

一金貳百両也

右者、私領主前田大和守殿勝手向仕送之儀者、私等引請月割諸賄致来候處、此度差懸入用之儀被致出来、在所表江罷納調達差送候、猶豫難相成無餘儀／清水向御勘定所御用金其許預之内時借御頼申入候處、追々拝借格別之御示談を以、御承知被下忝存候、猶又此節拝借御頼申候ニ付而者、来亥三月廿日限返済可申候、尤為引当御年貢米三百石私方穀蔵ニ詰預置候儀ニ付、万一金子急調出来不申時者、右米三百石賣拂代金を以、御屋敷江不拘私々朔月聊無相違返済可申候／御屋形江御上納御差支不相成様取計可仕候、万一其節ニ至異乱申候ハ、此証文を以、何様ニ茂可被申上候、為後證／清水向御用金拝借添証文差入置候

之處、仍如件

文政九戌年十二月 前田大和守領分用達

白石榮三郎[㊦]

嶋屋吉兵衛殿

嶋屋覺兵衛殿

史料11は、前田家領内用達の白石榮三郎が嶋屋に出した証文である。

金二〇〇両について、前田家勝手向の仕送りは、領内用達が引き受けており、月割りで取り計らいをしていた。この度事情があり入用があり、国元へ参上し納め、調達したものを送ったが、猶予しにくくやむを得ず清水家御勘定所の御用金へ預けている内のものを一時的に借用することを頼んだところ、追々拝借することについて特別の示談をもって承知してもらい、ありがたく思っている。さらにこの時拝借をお願い申し上げたことについては、来る亥年三月二〇日限りで返済することとしている。担保として年貢米三〇〇石は、穀蔵に詰めて預けており、万一金子を急いで調達できない時は、米三〇〇石を売り払った代金をもって、屋敷とは関係なく、相違なく返済するとしている。前田家屋敷への上納に差支えがないよう取り計らい、万一その時に都合が生じた時はこの証文を如何様にもしてよい。後証のために清水方の御用金拝借の添証文を差し入れておくところである。

〔史料12⁴³⁾〕

借用申金子之事

一金貳百両也

右者／清水向御勘定所御用金其許御預り之内、檀那勝手向差掛り要用書面之金高致借用候処実正也、返済之儀者亥三月廿日限壹ヶ月金百兩二付壹両壹分宛之利足添、右金高在所々運送金有之候二付、右来金を以、急度返済可申候、萬一川支有之在所表々運送金及延着候共、右御大切之御用金之儀二付、何様二茂金子致調達、貴殿御上納御差支二不相成候様、聊無相違返済被致候、為後日御金借用證文、依而如件

文政九戌年十二月

前田大和守内

小林兵輔[㊦]

小幡宗八[㊦]

芝塚傳右衛門[㊦]

齋藤寛助[㊦]

樋口十郎兵衛[㊦]

森源兵衛[㊦]

品川伊兵衛[㊦]

海野三左衛門[㊦]

嶋屋吉兵衛殿

嶋屋覺兵衛殿

史料12は、前田家家臣から嶋屋へ宛てた証文である。清水家御勘定所御用金から借用した金二〇〇両は、亥年(文政一〇年)三月二〇日までに一か月に金一〇〇両に付き一兩一分の利足を添えて返済することとしている。

おわりに

以上、近世後期を中心に戸谷家（島屋吉兵衛）の富山藩・七日市藩前田家への大名貸について検討した。本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。

富山藩は、戸谷家から金五万六七〇〇両を借用していた。戸谷家が資金調達した大名・旗本の中では一番多くの金額を貸し出している。

文政期の富山藩前田家への貸付については、戸谷家は数千両の資金調達を行っていた。また、前田家は紀州熊野三山御用金や積金講など、様々な手段で借用をしていた。返済については、元利合わせて金一万八〇〇両程度であり、借用額の三割程度であった。

七日市藩は、戸谷家から金四〇〇〇両の御用達を受けていた。富山藩に比べると貸出高は少額である。清水家御勘定所御用金からの借用が見られた。資金調達については、富山藩と異なる点が確認された。

富山藩・七日市藩ともに、宗家加賀藩からの資金援助を受けていることが指摘されている。両藩の資金調達における加賀藩の占める割合などを明らかにする必要がある。また、戸谷家からの加賀藩への資金調達は確認されていない。どのような経緯で富山藩・七日市藩に貸し出しをするようになったのか周辺史料も含めて分析が求められる。

註

- (1) 森泰博『大名金融史論』（大原新生社、一九七〇年）。
- (2) 賀川隆行『近世大名金融史の研究』（吉川弘文館、一九九六年）。
- (3) 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開―幕府司法と堂島米会所の展開―』（名古屋大学出版会、二〇一二年）、同「幕藩領主と大坂金融市場」（『歴史学研究』第八九八号、二〇一二年）、同「近世中後期大坂金融市場における「館入」商人の機能」（『日本史研究』第六一九号、二〇一四年）、荒武賢一朗「近世における銀主と領主」（『日本史研究』第六六四号、二〇一七年）。
- (4) 中川すがね『大坂両替商の金融と社会』（清文堂出版、二〇〇三年）、小林延人「幕末維新期の貨幣経済」（『歴史学研究』第八九八号、二〇一二年）、同『明治維新期の貨幣経済』（東京大学出版会、二〇一五年）、逸見喜一郎・吉田伸之編『両替商錢屋佐兵衛』（東京大学出版会、二〇一四年）。
- (5) 高山慶子「江戸町名主の金融―大伝馬町名主馬込勘解由を事例として」（『史学』第七七号、二〇〇八年）、同「江戸町名主の社会的地位」（志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』山川出版社、二〇一一年）、同「宇都宮藩戸田家と江戸の金主―豪商川村伝左衛門と名主の馬込勘解由―」（『近世下野の生業・文化と領主支配』岩田書院、二〇一八年）。
- (6) 伊藤昭弘『藩財政再考―藩財政・領外銀主・地域経済―』（清文堂出版、二〇一四年）。
- (7) 下重清「譜代小田原藩の財政を考える―近世前期を事例に―」（『日本史研究』第六六四号、二〇一七年）。
- (8) 兼子順「関東における地方商人の江戸進出―本庄宿中屋戸谷半兵衛家の経営実態とその展開―」（『埼玉県史研究』第二七号、一九九二年）、『戸谷家文書目録』（埼玉県立文書館、二〇一二年）。なお、「戸谷家文書」（八〇六五点）は埼玉県立文書館に寄託されている。
- (9) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上（富山県、一九八二年）、『富山県史』通史編Ⅳ近世下（富山県、一九八三年）。
- (10) 坂井誠一『富山藩』（巧女出版、一九七四年）、同『わが町の歴史 富山』（文一総合出版、一九七九年）。
- (11) 『群馬県史』通史編4、近世1（群馬県、一九九〇年）。

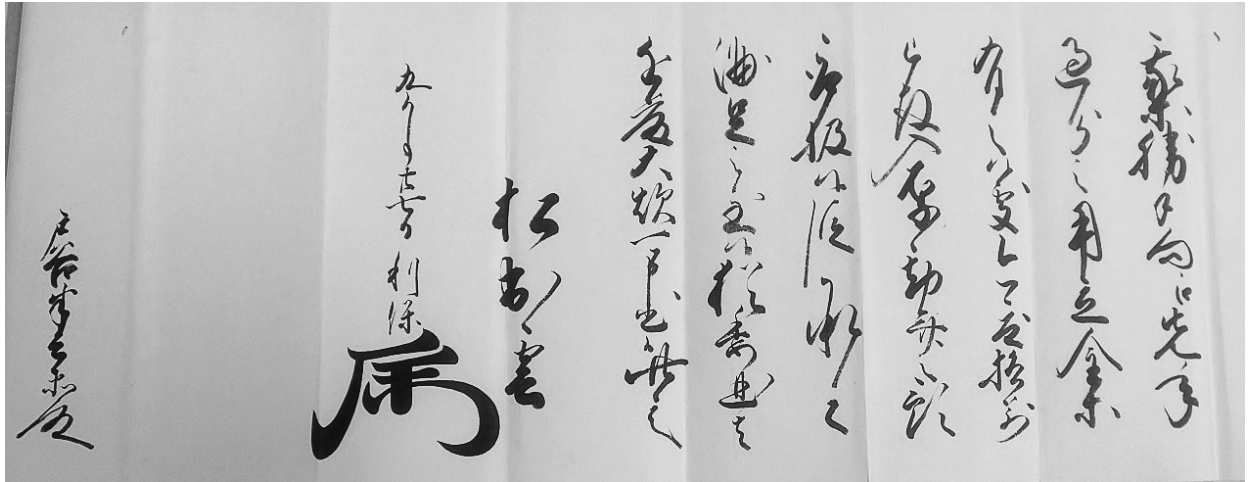
- (12) 『富岡史』(名著出版、一九七三年)。
- (13) 『上野国の大名』(群馬県立歴史博物館、一九八二年)。
- (14) 拙稿①「本庄宿戸谷家の柳河藩立花家への大名貸」(『文書館紀要』三〇号、二〇一七年)、拙稿②「本庄宿戸谷家の小城藩鍋島家への大名貸」(『文書館紀要』三十一号、二〇一八年)。
- (15) 『新訂寛政重修諸家譜』第十七(統群書類従完成会、一九六五年)二八四頁。
- (16) 坂井誠一『富山藩』(前掲注10)、『富山県史』通史編Ⅲ近世上(前掲注9)。
- (17) 大石学編『近世藩制・藩校大事典』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (18) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上(前掲注9)四〇三頁。
- (19) 『富山藩主、勢ぞろい!—初代利次から13代利同まで—』(富山県公文書館、二〇一九年)。
- (20) 佐竹左京大夫義厚は出羽国久保田藩主(『藩史大事典』第1巻北海道・東北編、雄山閣、一九八八年)。
- (21) 「おほえ(立花左近将監・松平出雲守・鍋嶋紀伊守御用達金書上)」(戸谷家文書五五二)。
- (22) 「松平出雲守直書状(勝手向用立金二付)」(戸谷家文書一七一八)。
- (23) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上(前掲注9)四一六頁。
- (24) 『富山藩主、勢ぞろい!—初代利次から13代利同まで—』(前掲注19)。
- (25) 「借用申金子之事(金三〇両)」(戸谷家文書一七八一)。
- (26) 「借用申金子之事(金五〇両)」(戸谷家文書一七八七)。
- (27) 「覚(会釈米代金操替請取二付)」(戸谷家文書一七五三)。
- (28) 長山直治「木谷藤右衛門家と福井藩関係文書」(『福井県文書館研究紀要』第四号、二〇〇七年)。
- (29) 「覚(会釈米代金請取二付)」(戸谷家文書一七五四)。
- (30) 菅野和太郎「紀州家名目金」(『経済論叢』第三四卷第三号、一九三二年)。
- (31) 「入置申一札之事(熊野三山用途金借用并約定引請印頼談二付)」(戸谷家文書一六六四)。
- (32) 「指上申一札之事(松平出雲守入用熊野三山寄附金拝借二付)」(戸谷家文書一七〇八)。
- (33) 「覚(講積金借用二付)」(戸谷家文書一七四六)。
- (34) 「覚(金四万五〇〇両富山普請ニ而出金二付)」(戸谷家文書一八二四)。
- (35) 『新訂寛政重修諸家譜』第十七(統群書類従完成会、一九六四年)二九〇頁。
- (36) 野口朋隆『江戸大名の本家と分家』(吉川弘文館、二〇一一年)六八頁。
- (37) 『群馬県の近代和風建築』(群馬県教育委員会、二〇一二年)一一二頁。
- (38) 『群馬県史』通史編4、近世1(群馬県、一九九〇年)二九二頁。
- (39) 『上野国の大名』(前掲注13)。
- (40) 「借用金返済規定之事(金一〇〇両一〇年賦返済二付)」(戸谷家文書三九三二)。
- (41) 「借用金証文之事(金二〇〇両)」(戸谷家文書一六五一)。
- (42) 「入置申添証文之事(前田大和守勝手向仕送月割諸賄差懸入用二付)」(戸谷家文書一六三八)。
- (43) 「借用申金子之事(金二〇〇両)」(戸谷家文書一六三九)。

表5 戸谷家文書目録（富山藩・七日市藩前田家関係）

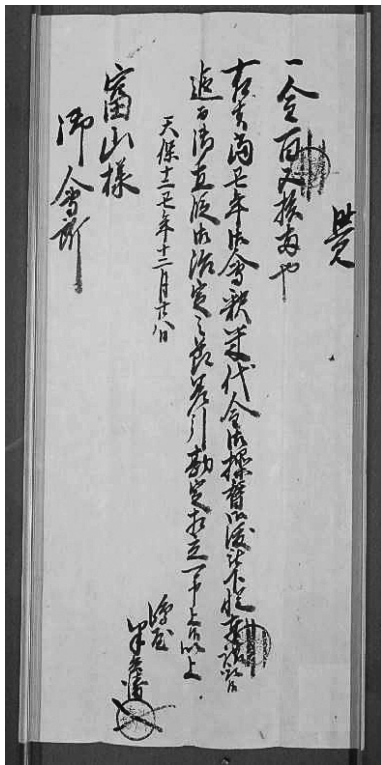
| | 史料番号 | 年代 | 月 | 日 | 表題 | 差出 | 宛先 |
|----|-------|--------|----|----|--|-------------------|------------|
| 1 | 3932 | 文政元 | 11 | | 借入金返済規定之事（金100両10年賦返済ニ付） | 前田大和守内斎藤奎之進外2名 | 本庄宿森田市郎左衛門 |
| 2 | 1718 | [文政]6 | 9 | 27 | [松平出雲守直書状（勝手向用立金ニ付）] | 松出雲利保 | 戸谷半兵衛 |
| 3 | 1651 | 文政7 | 8 | | 借入金証文之事（金200両） | 前田大和守内家老海野三左衛門外6名 | 嶋屋吉兵衛外1名 |
| 4 | 1638 | 文政9 | 12 | - | 入置申添証文之事（前田大和守勝手向仕送月割諸賄差懸入用ニ付） | 前田大和守内小林兵輔外7名 | 嶋屋吉兵衛外1名 |
| 5 | 1639 | 文政9 | 12 | | 借入金申子之事（金200両） | 前田大和守内小林兵輔外7名 | 嶋屋吉兵衛外1名 |
| 6 | 129 | 文政11 | - | - | [立花右近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守・水野越前守・松平和泉守格御用立金明細]（～嘉永2年） | | |
| 7 | 382 | 天保5 | 5 | - | 富山様御普請向其外規定并諸証文写（～同9年閏4月） | | |
| 8 | 1664 | 天保10 | 9 | - | 入置申一札之事（熊野三山用途金借用并約定引請印頼談ニ付） | 松平出雲守内岸九郎左衛門外1名 | 嶋屋半兵衛 |
| 9 | 1745 | 天保10 | 12 | 26 | 覚（下ヶ金請取ニ付） | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 10 | 1753 | 天保12 | 12 | 28 | 覚（会釈米代金操替請取ニ付） | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 11 | 1702 | 天保13 | 12 | - | [約定利息金請取覚綴]（下書） | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 12 | 1707 | 天保13 | 12 | | 富山屋敷取扱書付留 | | |
| 13 | 1746 | 天保13 | 12 | - | 覚（講積金借用ニ付） | 松平出雲守内松田次郎兵衛外2名 | 戸谷半兵衛店支配人 |
| 14 | 1781 | 天保13 | 11 | | 借入金申子之事（金30両） | 松平出雲守内荒山浅之助 | 戸谷半次郎 |
| 15 | 1787 | 天保13 | 12 | | 借入金申子之事（金50両） | 松平出雲守内山田内蔵助外1名 | 戸谷半次郎 |
| 16 | 1708 | 天保14 | 正 | - | 指上申一札之事（松平出雲守入用熊野三山寄附金拝借ニ付） | 室町老丁目島屋半兵衛 | 紀州貸附方役所 |
| 17 | 1754 | 天保15 | 3 | 4 | 覚（会釈米代金請取ニ付） | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 18 | 552 | 弘化3 | - | - | おほえ（立花左近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守御用達金書上） | 戸谷 | |
| 19 | 842 | 弘化3 | ⑤ | - | 証文写（松平出雲守・立花左近将監・鍋島紀伊守借用証文写） | 大熊善太郎手代坂本柳左衛門外1名 | |
| 20 | 144 | [安政] | - | - | 御用金上納帳（松平出雲守・鍋島伊賀守・立花左近将監御用金運納高） | 戸谷 | |
| 21 | 132 | 明治4 | 12 | 18 | 松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣 | 戸谷半兵衛 | 群馬県役所 |
| 22 | 575 | 明治4 | 12 | - | 松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金証書書上控 | 支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名 | 群馬県役所 |
| 23 | 582 | 未[明治4] | 12 | 18 | 松平出雲守様・立花右近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣 | | |
| 24 | 503-3 | [明治4] | 12 | - | [松平出雲守用立金取調書上] | | |
| 25 | 503-4 | [明治4] | 12 | - | [松平出雲守用立金取調書上] | | |
| 26 | 503-5 | [明治4] | 12 | - | [松平出雲守用立金取調書上] | | |
| 27 | 1767 | 丑 | 7 | 27 | [利金等金子請取覚綴] | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 28 | 1775 | 丑 | 12 | - | [金子請取覚綴] | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 29 | 1704 | 寅 | 7 | 13 | 御請書之事（御用金差支見代り金店方調達仕差上度ニ付）（下書） | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 30 | 1752 | 寅 | 7 | 13 | 御請書之事（御用金差支代り金店方調達仕差上度ニ付） | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 31 | 212 | 卯 | 4 | 11 | [本陣御休松平出雲守より被下袴地式反目録] | | |

| | 史料番号 | 年代 | 月 | 日 | 表題 | 差出 | 宛先 |
|----|--------|----|----|----|---|------------------|----------|
| 32 | 1701 | 辰 | 6 | - | 乍恐以書付奉願上候(熊野三山寄附金拝借并松平出雲守勝手向差支証文書替二付)(下書) | 室町壱丁目家持嶋屋半兵衛 | 熊野三山貸附役所 |
| 33 | 975 | 巳 | 12 | 12 | 上(松平出雲守御用金勘定取調書) | | |
| 34 | 3345 | 午 | 3 | - | 乍恐以書付御願奉申上候(出店ほか類焼二付年延願二付) | 戸谷半兵衛外2名 | 富山用所 |
| 35 | 581 | 未 | 12 | 18 | 水野越前守様・鳥居寿三郎様・板倉伊予守様・前田大和守様御用金証書写書上扣 | 支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名 | 群馬県役所 |
| 36 | 194 | 申 | 6 | - | 御用金上納仕訳書上帳控(松平出雲守・福島紀伊守・立花左近将監御用達金二付) | 本庄宿戸谷半兵衛 | |
| 37 | 1824 | 亥 | 7 | 23 | 覚(金4万500両富山普請ニ而出金ニ付) | 弥右衛門 | 和平外1名 |
| 38 | 1771 | 亥 | 8 | 20 | 覚(金300両請取ニ付) | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 39 | 1772 | 亥 | 10 | 19 | 覚(金1000両請取ニ付) | 嶋屋半兵衛 | 富山会所 |
| 40 | 6578 | - | 正 | 15 | [富山浅野五郎左衛門交代寺西左膳今十四日出立外ニ付書状] | | |
| 41 | 1826 | - | 9 | 5 | [富山表より会釈米代金被仰下承知ニ付書状] | 石黒俊馬外1名 | 戸谷半兵衛 |
| 42 | 6967 | - | 9 | 5 | [富山屋敷之義外ニ付書状] | 半兵衛 | 義三郎外1名 |
| 43 | 1758 | - | 10 | 19 | [熊野山貸附役所拝借金再借致度ニ付書状] | 松平出雲守内高橋岡右衛門 | 嶋屋文七 |
| 44 | 160 | - | - | - | 歎願書写(松平出雲守・立花左近将監・福島加賀守御用金一件吟味ニ付) | | |
| 45 | 314 | - | - | - | 飯原様富山様江御口入差引 | | |
| 46 | 574 | - | - | - | 三屋敷江御用立金取調書上下書(立花左近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守) | | |
| 47 | 794 | - | - | - | 借用申金子之事(下書) | 松平出雲守内松田次郎兵衛外1名 | 戸谷半兵衛 |
| 48 | 802 | - | - | - | [松平出雲守用立金覚] | | |
| 49 | 991 | - | - | - | 口上書(松平出雲守等預り金相滞ニ付) | | |
| 50 | 1791 | - | - | - | [付札](松平出雲守内西村久右衛門) | | |
| 51 | 1792 | - | - | - | [袋](当用富山氏関係証文入れ) | | |
| 52 | 2930-1 | - | - | - | 乍恐書付以奉願上候(馬場町問屋家作等質地ニ付) | 嶋屋半兵衛 | 富山会所役人中 |

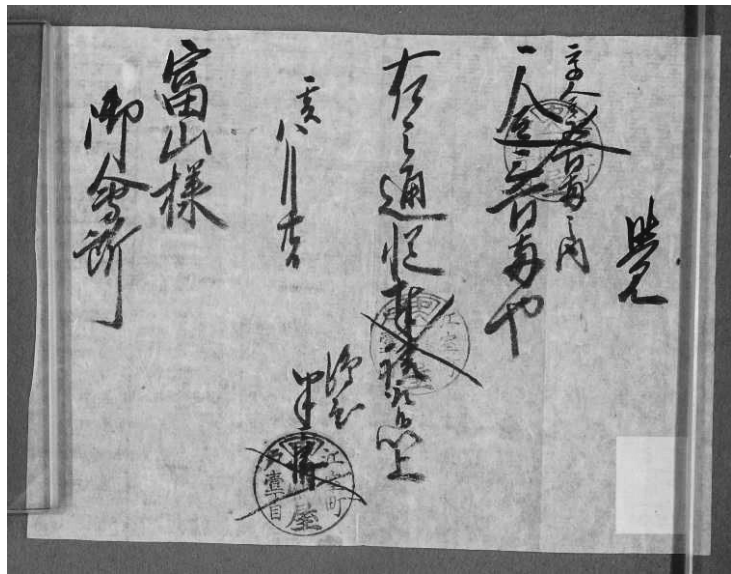
(注) 丸囲みの月は閏月を示す。



「松平出雲守直書状（勝手向用立金二付）」（史料1 戸谷家文書No.1718）



「覚（会积米代金操替請取二付）」（史料3 戸谷家文書No.1753）



「覚（金300両請取二付）」（戸谷家文書No.1771）

